

## 【重要事項 説明書】

### 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）デイサービスセンター虹 のご案内

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防通所介護及び介護予防通所相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

#### 1. 当センターが提供するサービスについての窓口

電話 027-265-3820 (午前8時30分～午後5時)

担当 鹿沼 まゆみ ※ ご不明な点はご遠慮なくお尋ねください。

#### 2. デイサービスセンター虹（指定介護予防通所介護）の概要

##### （1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター虹
所在地	前橋市朝倉町157番地3
介護保険指定番号	1070101371号
サービス提供地域	前橋市、玉村町

##### （2）同事業所の職員体制

職種	人員	職種	人員	職種	人員
管理者（兼務）	1名	生活相談員（兼務）	2名	看護職員（非常勤）	2名（1）
介護職員（兼務 2）	14名	機能訓練指導員（兼務）	3名	食事担当	1名

##### （3）同センターの設備概要

利用定員	40名	静養スペース	2室
食堂兼訓練室	1室	相談室	1室
入浴設備	4室	車椅子	10台
送迎車	4台		

##### （4）サービスの提供日及び提供時間

サービス提供日	祭日含む月～土曜日 但し、5月の連休及び年末・年始（12/30～1/3）は変則で営業
提供時間	午前8時45分～午後4時45分

#### 3. サービスの概要

##### （1）運営の方針

要支援者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活ができるよう、介護および機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

##### （2）サービス内容

- ① 食事の準備・介助を行ないます。
- ② ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ③ 心身等の状況に応じて、介護予防計画を作成し、機能向上のための生活リハビリを実施します。
- ④ 看護師等により、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

##### （3）サービスの利用頻度

利用する曜日や内容等については、居宅サービス計画に沿いながら、ご契約者と相談のうえ決定し、介護予

防通所介護計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

#### (4) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご契約者の要支援に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

##### ① 基本サービス（1ヶ月あたり）

報酬単位数	自己負担額	
負担割合	1割	2割
要 支 援 1	1798 単位	1824 円 3645 円
要 支 援 2	3621 単位	3672 円 7344 円

##### ② 加算利用料（1ヶ月あたり）

要支援 1	要支援 2
介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数に 9.2% を乗じた単位数	所定単位数に 9.2% を乗じた単位数
サービス提供体制強化加算 I 88 単位 (1割) 90 円 (2割) 179 円	176 単位 (1割) 179 円 (2割) 357 円

※ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払いもどされます。（償還払）また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、保険給付の申請に必要となる「サービス提供証明書」を交付いたします。

##### ③ 介護給付の対象とならないサービス

- 1) 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用
- 2) 食事提供にかかる費用 1食当り（おやつ代含む）610円
- 3) 日常生活上必要となる費用（実費） オムツ代等
- 4) その他、事前にご案内を行ない了承を頂いた行事費等
- 5) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合はお早めにご連絡下さい。

#### (5) お支払方法

銀行自動振替（27日）となります。毎月、15日までに前月分の請求書を発行いたします。  
お支払い頂きますと領収書を発行します。 尚、現金支払いとなる方はお申し出下さい。

#### 4. 緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等にご連絡をいたします。

#### 5. 非常災害対策

- ・防災時の対応：事業所の防災対策マニュアルによります。緊急避難場所は春日中学校・前橋工科大学校
- ・防火責任者（防火管理者）：佐藤 雄 ・防災訓練：年2回実施 ・防災設備：消火器

#### 6. サービス内容に関する苦情等

##### (1) 個人情報保護に関する方針

群馬中央医療生活協同組合は、個人情報を取り扱う事業者としての責務を自覚し、利用者様（患者・利用者・組合員）ならびに職員の「プライバシーに関する権利」を尊重・擁護するとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱います。そのため、個人情報保護基本規定を定め確実な履行に努めます。

また、当事業所での利用者の個人情報の利用目的を次のように定めます。

#### 1. 事業所内での利用

- ①利用者に提供する介護サービス ②介護保険事務 ③入退所等の管理 ④会計・経理 ⑤事故等の報告
- ⑥介護の質の向上を目的とした事業所内症例研究 ⑦その他、利用者に係る管理運営業務

#### 2. 他事業所等への情報提供としての利用

- ①他の介護サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答 ②その他の業務委託 ③家族等への心身の状況説明 ④保険事務の業務委託 ⑤審査支払機関へのレセプト（介護報酬請求書）の提供 ⑥審査支払機関または保険者からの照会への回答 ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 3. その他の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ②介護保険施設等において行われる学生の実習への協力 ③医療生協加入のお勧めや医療生協企画・行事へのお誘い

#### 《注意事項》

- ①上記の内、他の介護サービス事業所等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を主旨を担当窓口までお申し出ください。
- ②お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせて頂きます。
- ③これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等することができます。

#### （2）当生協お客様相談・苦情窓口

担当（施設責任者・個人情報相談窓口）鹿沼 まゆみ （生活相談員）川上 浩克、宮田 里美、  
電話027（265）3820 FAX027（265）3810

#### （3）その他

当生協以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

前橋市介護高齢福祉課 027（224）1111 玉村町健康福祉課 0270（64）7705

群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会 027（290）1323

群馬県社会福祉協議会 027（255）6033

### 7. 当生協の概要

名称・法人種別 群馬中央医療生活協同組合 代表者役職・氏名 理事長 半澤 正

本部所在地・電話番号 前橋市朝倉町830番地の1 電話027（265）3531

定款の目的に定めた事業

- 1) 組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- 2) 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
- 3) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
- 4) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 6) 前各号の事業に付帯する事業

施設等 病院：前橋協立病院

診療所：前橋協立診療所・太田協立診療所・桐生協立診療所・協立歯科クリニック

訪問看護施設：広瀬訪問看護ステーションたんぽぽ・東長岡訪問看護ステーションたんぽぽ

城東訪問看護ステーションたんぽぽ・訪問看護ステーションつつみ

ヘルパーステーション：ヘルパーステーション朝倉・ヘルパーステーション広瀬・太田市ヘルパーステーション石原・桐生まゆ

通所リハビリテーション：さくらんぼ・未来・あゆみ・つどい

他通所介護：城東（協立診療所併設）・さくら（桐生診療所併設）

居宅介護支援：在宅介護支援センター朝倉・城東ケアセンター・介護支援センター石原・

桐生協立居宅介護支援センター  
前橋市地域包括支援センター南部  
地域密着型サービス：ふれあいの家六供（グループホーム・小規模多機能）  
看護小規模多機能型居宅介護 みんなの家つつみ